

全建事発第114号
平成20年12月24日

各都道府県建設業協会
会長 殿

社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔公印省略〕

地方公共団体等に対する入札契約適正化の要請について

国土交通省、総務省、財務省の3省は、「入札契約適正化法に基づく実態調査」の結果及び「安心実現のための緊急総合対策」等を踏まえ、12月22日付で各都道府県・政令市及び各府省庁に対し、公共工事の入札契約の適正化に向けた改善措置等を講ずることを要請しました（市区町村については、各都道府県を通じ要請しています。）。

今年度は特に、地域建設業の厳しい経営環境を鑑み、「適正価格による契約」を要請しています。

つきましては、貴会役員並びに会員企業に対する周知方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本通知には要請内容の概要を添付していますが、要請文（全文）につきましては、国土交通省ホームページにてご確認下さい。

（掲載先アドレス http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000034.html）

以上

[添付資料]

資料1) 入札契約適正化の要請について（国交省 ⇒ 建設7団体あて）

資料2) 入札契約適正化法に基づく要請について [概要]
(地方公共団体向け)

資料3) " "
(国等向け)

(資料1)

事務連絡
平成20年12月22日

社団法人 全国建設業協会 殿

国土交通省総合政策局建設業課
入札制度企画指導室

入札契約適正化の要請について

「入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の結果等を踏まえ、各都道府県知事、各政令指定都市市長及び各府省庁の長に対し、入札契約適正化法の義務付け事項であって未実施のものについては速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各発注者に対し特に必要があると認められる措置を講ずるよう、平成20年12月22日付で、別添のとおり、要請文を発出致しましたで、参考のためお知らせ致します。

貴団体におかれましては、必要に応じて、会員、参加団体等に周知いただけようお願い致します。

問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室
課長補佐 岩川
電話 03-5253-8111 (内24723)

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について

(H20.12.22 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について) (概要)



平成20年度入札契約適正化調査、安心実現のための緊急総合対策等を踏まえ、
以下の点について、各都道府県知事・政令指定都市市長あてに要請

I. 緊急に措置に努めるべき事項

1. 一般競争入札の拡大

- ・未導入団体においては速やかにその導入・適用範囲拡大を図るものとすること。導入済団体においては適用範囲を適切に設定すること。

2. 総合評価方式の導入・拡充

- ・総合評価方式の導入拡大に努め、対象工事・実施目標値を設定し、着実にその拡大に努めること。
- ・特別簡易型総合評価実施マニュアルを参考としつつ、総合評価方式の導入拡大に努めること。
- ・発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、所要の体制を整備すること。
- ・評価項目等の適切な設定、評価点数の内訳の公表に努め、オーバースペック提案の評価を慎むこと。

3. ダンピング受注の防止の徹底

- ・低入札調査及び最低制限価格を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。
- ・総合評価方式対象工事には、低入札制度・失格基準を積極的に活用すること。
- ・最低制限価格・低入基準価格については、中央公契連モデルの改正も踏まえ、算定方式の改訂等により適切に見直すこと。
- ・低入基準価格を下回る者に対しては、工事内訳書の提出の徹底など、積極的な措置を行うこと。
- ・予定価格は、資材等の最新の実勢価格等を踏まえた水準とし、所要の経費を計上するとともに、歩切りは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札拡大・総合評価方式拡充の条件整備

- ・発注者別評価点の導入等により適切な資格審査を行うこと。
- ・適切な競争参加条件の設定等必要な条件整備を講じること。
- ・入札ボンドの導入を国の導入状況と連携して進めること。

5. 予定価格等の公表の適正化

- ・予定価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

1. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

- ・不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

2. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

- ・違約金特約条項の設定等により賠償請求に努めること。

3. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

- ・入札契約に関する情報の一層の公表を促進すること。
- ・第三者機関が設置されていない場合は早急に設置すること。
- ・苦情等への適切な対応を推進すること。

4. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

5. 適正な施工の確保

- ・検査・監督の充実や施工体制台帳の提出を徹底すること。
- ・発注者支援データベースの活用を推進すること。
- ・受発注者が対等な立場に立ち、責任関係を明確するため、現場の問題発生に対する迅速な対応、関係者間の情報共有等の取組みを推進するよう努めること。
- ・現場条件等の変更に対して、適切に契約変更を行うこと。

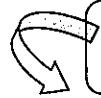
6. 体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

- ・業務執行体制の強化が必要であること。
- ・外部機関の活用等に努めること。
- ・技術力が万全といえない市町村の支援を検討すること。
- ・CM方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

7. 電子入札の導入等の推進

国等に対する入札契約適正化法に基づく要請について

(H20.12.22 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について) (概要)



平成20年度入札契約適正化調査、安心実現のための緊急総合対策等を踏まえ、
以下の点について、各省各庁の長あてに要請

I. 緊急に措置に努めるべき事項

1. 一般競争入札の拡大
 - ・一般競争入札の拡大に取り組むこと。
 - ・一般競争入札を拡大済の発注者においては、適用範囲を適切に設定すること。
2. 総合評価方式の導入・拡充
 - ・総合評価方式を原則実施すること。
 - ・評価項目等の適切な設定、評価点数の内訳の公表に努め、オーバースペック提案の評価を慎むこと。
3. ダンピング受注の防止の徹底
 - ・低入札を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。
 - ・総合評価方式対象工事には、履行がなされないと認められる場合の判断基準の明確化等を行うこと。
 - ・低入札基準価格については、中央公契連モデルの改正も踏まえ、算定方式の改訂等により適切に見直すこと。
 - ・低入札基準価格を下回る者に対しては、工事内訳書の提出の徹底など、積極的な措置を行うこと。
 - ・予定価格は、資材等の最新の実勢価格等を踏まえた水準とし、所要の経費を計上するとともに、歩切りは厳に慎むこと。
4. 一般競争入札拡大・総合評価方式拡充の条件整備
 - ・適切な競争参加条件の設定等必要な条件整備を講じること。
 - ・入札ボンドの導入を地方公共団体の導入状況と連携して進めること。

II. 繼続的に措置に努めるべき事項

1. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底
 - ・不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。
2. 指名停止措置等の適正な運用の徹底
 - ・違約金特約条項の設定等により賠償請求に努めること。
3. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保
 - ・入札契約に関する情報の一層の公表を促進すること。
 - ・第三者機関が設置されていない場合は早急に設置すること。
 - ・苦情等への適切な対応を推進すること。
4. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進
5. 適正な施工の確保
 - ・検査・監督の充実や施工体制台帳の提出を徹底すること。
 - ・発注者支援データベースの活用を推進すること。
 - ・受発注者が対等な立場に立ち、責任関係を明確するため、現場の問題発生に対する迅速な対応、関係者間の情報共有等の取組みを推進するよう努めること。
 - ・現場条件等の変更に対して、適切に契約変更を行うこと。
6. 電子入札の導入等の推進

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底